

福島県立橘高等学校同窓会規約

(名 称)

第 1 条 本会は福島県立橘高等学校同窓会と称する。

(事 務 局)

第 2 条 本会の事務局は福島県立橘高等学校内に置く。

(組 織)

第 3 条 本会は次の学校を卒業したものをもって組織し、準会員制を設ける。
準会員は母校入学者をもって構成する。

福島町立福島高等女学校

福島県立福島高等女学校

福島県立福島第二高等女学校

福島県立福島第一女子高等学校

福島県立福島第一女子高等学校併設中学校

福島県立福島第二女子高等学校

福島県立福島第二女子高等学校併設中学校

福島県立福島女子高等学校

福島県立橘高等学校

(顧問・客員)

第 4 条 本会には顧問及び客員を置く。顧問には母校の校長及び教頭、その他本会に功労のあったものを推す。客員には第 3 条に掲げた学校の職員及び旧職員を推す。

(目 的)

第 5 条 本会は会員相互の友誼を保ち、教養を高め母校教育の発展をはかり、地方文化の向上に寄与することをもって目的とする。

(事 業)

第 6 条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

講演会 音楽会 各種講習会 会報の発行 学校行事の後援 会員の慶弔

(役 員)

第 7 条 本会に次の役員を置く。

会長 1 名 副会長 3 名 評議員若干名 監査 2 名 会計 2 名 書記 2 名 事務局長 1 名
事務局員若干名

(役員の仕事)

第 8 条 会長は本会を総理する。

副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、これを代理する。

評議員は重要事項の協議に参加する。

会計は本会の会計事務を処理し、監査は会計の監査にあたる。

書記は記録並びに文書を保管する。

事務局長は会務を掌り、事務局員は会務を分掌する。

(役員を選出及び任期)

- 第 9 条 会長、副会長、監査は総会において選出する。
事務局長、会計、書記は会長がこれを指名する。
評議員及び事務局員は客員及び会員のなかから、会長がこれを委嘱する。
役員任期は2年とする。

(幹 事)

- 第 10 条 幹事は卒業年度会員の中から会長が委嘱し、主として当該学年会員と事務局の連絡に当る。

(総 会)

- 第 11 条 本会は毎年総会を開き、次の事項を審議する。
会務の報告 決算の承認 予算の決定 役員選出 規約改正
会長が必要と認めるときは、臨時総会を開くことができる。
議事は、出席者の過半数で議決する。

(役 員 会)

- 第 12 条 役員会は、会長が必要と認められた場合これを開く。

(支 部)

- 第 13 条 本会は各地会員によって支部を設けることができる。支部を設けたときは支部員名簿、規約を会長あて報告する。

(会 計)

- 第 14 条 本会の経費は、会費、事業収益金及び寄付金をもって、これに充てる。
1. 会費は6,500円とする。但し、うち2,000円は同窓会館たちばなセミナーハウスの維持管理に充てる。
会費は母校入学時に納入する。納入後の会費の返還は行わないものとする。
 2. 寄付金、会費、事業収益金の剰余は積立て基本金とする。
 3. 本会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

(帳 簿)

- 第 15 条 本会には、次の帳簿を備える。
1. 会員名簿
 2. 役員名簿
 3. 議事録
 4. 出納簿
 5. 予算・決算書
 6. 寄付者名簿

附 則

- 第 16 条 本規約は、昭和23年4月11日から実施する。

(昭和44. 10. 22改正
昭和51. 5. 9改正
昭和54. 3. 4改正
昭和63. 6. 19改正
平成10. 6. 7改正
平成15. 6. 29改正
平成28. 6. 18改正)